

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年6月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100223号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2200010号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成19年7月5日の標準賞与額を22万1,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月5日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月

A社から、育児休業期間中であつた平成19年7月に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社の事業主から提出された請求者に係る賞与支給明細(画面のコピー)により、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中(平成19年*月*日から同年*月*日まで)に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、社会保険庁長官(当時)に申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であつてその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められており、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録されるべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細(画面のコピー)において確認できる賞与額から、22万1,000円として保険給付の計算の基礎となる記録とすることが必要である。

なお、請求期間の賞与支払年月日については、事業主の回答から、平成19年7月5日とすることが妥当である。